

常滑市立常滑西小学校いじめ防止基本方針

改定日 R7.8.20

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 常滑西小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

人は誰もが常に揺れ動く存在である。それ故に、いじめはどの学級でも起こる可能性があり、どの児童もいじめの問題に全く無関係であると言うことはできない。その一方で、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為であるという認識をもつことが大切である。児童が被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。そのために、授業や学校生活のさまざまな場面において、「生徒指導の3つの機能」をはたらかせて児童と関わり、教育活動を行っていく。

＜生徒指導の3つの機能とは＞

- ・ 共感的な人間関係を基盤にしていくこと
- ・ 子どもに自己存在感を与えること
- ・ 子どもに自己決定の場を与えること

(3) 常滑西小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の校訓の「力」「夢」「思いやり」の「思いやり」では、低学年において「友達となかよくお話をしたり、遊んだりできる子」、中学年において「互いに助け合い、認め合い、共に活動できる子」、高学年において「いろいろな人の立場を尊重し進んで協力できる子」をめざす児童像としている。それを具現化することが、いじめの未然防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会の設置

- ＜実施回数＞ 年4回程度（学期に1回程度）
- ＜構成員＞ 全教職員、必要に応じてスクールカウンセラー
- ＜役割＞
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ② 教職員の共通理解と研修
 - ③ いじめアンケートの集約及び対応の検討
 - ④ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取

(2) 生徒指導部会の設置

- ＜実施回数＞ 月1回を原則に随時
- ＜構成員＞ 生徒指導主任、生徒指導部員、必要に応じて学年主任
- ＜役割＞ ①いじめ問題に関する情報交換
②いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 緊急対策会議の設置

- ＜実施回数＞ いじめ事案発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、校務主任、
生徒指導主任、発生学年担当教諭、養護教諭
事案による関係者（S C、市教委、警察、児相、子育て支援課、社協等）
- ＜役割＞ ①事案の指導体制と方針決定
②事実確認と情報の共有
③関係児童への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 子どもが活躍できる学級経営、授業づくり
 - ・児童一人ひとりの特性を把握し、児童が意欲的に活動する場づくりに努め、お互いが認め合える学級経営を目指す。
 - ・公開授業を積極的に実施し、授業規律や教師の適切な言動も含め、互いに授業を見合うことで子どもが活躍できる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 異学年交流活動の充実
 - ・児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童会ハッピーモーニングを中心とした異学年交流活動を計画的に実施する。異学年児童との関わり合いを通して、下級生に対する思いやりの心、上級生に対する尊敬の念、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
 - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、人権意識の高揚を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
 - ・常西通信、学年合同だより等各種通信の発行、ホームページの更新、PTAの各種会合、個人懇談会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

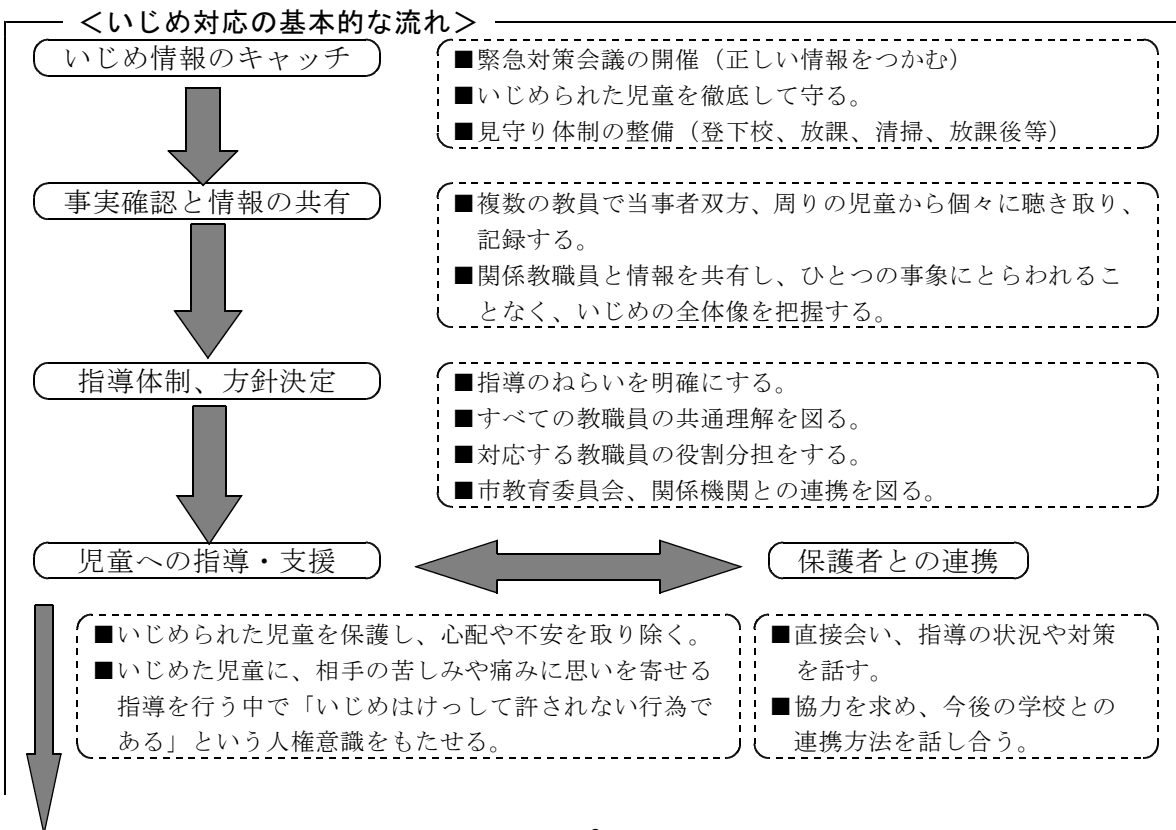
(2) いじめの早期発見の取組

- いじめアンケートの実施
 - ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うために、いじめアンケートを年3回教育相談の前に実施する。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、「本人の訴え」を受け止め、積極的に認知する。
複数の教員で情報を共有し、チェックをする。 (5月・10月・1月)

- 教育相談の充実・教育相談アンケートの実施
 - ・児童との会話や保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談週間を年3回設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。複数の教員で情報を共有し、チェックをする。
(5月・11月・1月)
- カウンセリングマインドの向上
 - ・教職員に様々なスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を講師とする研修を実施する。
- 保護者との連携
 - ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置(早期対応の取組)

- 緊急対策会議の開催
 - ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。
- 市教育委員会との連携
 - ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。
- 関係機関との連携
 - ・全教職員の速やかな情報共有、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、こども課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で取り組む。
- 児童への指導・支援
 - ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
 - ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
 - ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。



継続支援

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

- 保護者への啓発・連携
 - ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、常西通信、学年だより等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。
- 情報モラル教育の実施
 - ・ネットモラルにかかわる学級活動や道徳の授業、学校保健安全委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。
- 関係諸機関との連携
 - ・学校単独で対応することが困難な場合は、市教育委員会と相談しながら警察署等、関係諸機関と連携して対応する。

(5) いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- いじめ防止対策推進法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、いじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日が目安。
 - ・連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態調査の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

(3) 調査組織

○学校いじめ対策組織方式

学校いじめ対策組織の職員ほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家が参画した調査組織。公立性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努める。

○第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。事務局機能は学校内において重大事態と直接関係のない職員が担う。

(4) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、詳細な事実関係を調査する。

【調査例】

- ・これまでの対応記録
- ・過去の教育相談アンケート、面談記録
- ・担任への聴き取り
- ・関係児童、保護者からの聴き取り、アンケート調査
- ・学校以外の関係機関への聴き取り

○学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、主体的に再発防止に取り組む。

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等の調査は警察へ援助を求め、連携して対応する。

A 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○対象児童から十分に聴き取り調査を行う。

○在籍児童や担任に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

- ・対象児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先して調査を実施する。

○調査による事実関係を確認する。

○いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

○対象児童に対して、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

B 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○対象児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。

○協議に基づいた調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や担任に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 対象児童・保護者への事前説明

① 重大事態に当たると判断した後、速やかに以下の項目を説明・確認する。

- ・重大事態の別・根拠
- ・調査の目的
- ・調査組織の構成に関する意向の確認
- ・調査事項の確認
- ・調査方法や調査対象者についての確認

- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
 - ②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする。
 - ・調査の根拠・目的
 - ・調査組織の構成
 - ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - ・調査事項・調査対象
 - ・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
 - ・調査結果の提供
 - ・調査終了後の対応
 - ③対象児童・保護者が調査や事案の公表を望まない場合
 - ・望まない場合にも、いじめ防止対策推進法に基づき調査を行う。
 - ・対象児童・保護者の意向を確認し、調査方法や進め方を工夫したり、外部への公表を行わなかったりするなど、柔軟に対応できることを説明する。
- (7) 関係児童・保護者への説明等
- ①(6)②「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする」について対象児童・保護者と同様に説明を行い、調査に関する意見があれば、聴き取り調整をする。
 - ②調査結果を取りまとめた調査報告書を対象児童・保護者に提示、提供、説明することを聴き取り調査実施前に説明する。
 - ③関係児童・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の争訟への対応を直接の目的とするのではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明する。
- (8) 対象児童・保護者への調査結果の提供及び報告
- ①対象児童及びその保護者に対する適切な情報提供

調査により明らかになった詳細な事実関係と、検討した実効的な再発防止策について、対象児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
 - ②調査結果の報告

調査主体は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月 改定版）」に基づき、調査報告書を作成し、市教育委員会へ提出・報告する。
 - ③調査報告書において提言された再発防止策について真摯に受け止め再発防止策の確実な実施に取り組む。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組状況評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は学校のホームページ等を利用して保護者へ公開する。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。